

# 区自治協議会運営指針に対する各区自治協議会意見等

No.	項目	ご意見の内容	市民協働課 回答	区
1	委員の再任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無制限に任期を無くしてしまうと、後任の育成や地域の連携が保たれるかどうかという問題が出てくるのではないか。</li> <li>・一方で、任期に上限を設けることで何も分からぬ方が委員として選出されることになると、自治協議会自体が前進しないことも懸念される。</li> <li>・各団体の中で任期回数を設けて委員の交代を図ってもらうよう、各区の自治協議会事務局から配慮していただくという方向はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な自治の推進を図るため、地域人材の育成・確保や多様な区民意見の反映といった点に留意しつつ、各区の実情に応じた(再任回数の)取扱いを行っていただきたいと思います。</li> </ul>	江南区
2	委員の再任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「委員の選任について定めた「新潟市附属機関等に関する指針」に基づきつつ、」を、「委員の選任について定めた「新潟市附属機関等に関する指針」第5条第1項第5号「委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。」に基づきつつ、」などとし、原則としては任期が通算6年以内の旨を明記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期の上限は原則6年である旨を分かりやすく伝えられるよう、「新潟市附属機関等に関する指針」の関連規定を(運営指針上の)該当頁に明記します。</li> </ul>	秋葉区
3	委員の再任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治協議会は多くの組織から人材の確保や多様な意見を求める場であり、委員の再任に拘る必要はないと考える。</li> <li>・また、会議においては、特定委員が発言する傾向が見られるため、多様な意見を求める視点から一定期間で人心を一新することが好ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な自治の推進を図るため、地域人材の育成・確保や多様な区民意見の反映といった点に留意しつつ、各区の実情に応じた(再任回数の)取扱いを行っていただきたいと思います。</li> </ul>	南 区
4	委員の再任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の委員が何年も継続して委員に就任するのは、団体の活性化のうえでもよくないのではないか。6年がちょうどいい期間なのではないか。</li> <li>・各コミ協で、会長の任期を6年や8年などと定めるのも方法の一つなのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な自治の推進を図るため、地域人材の育成・確保や多様な区民意見の反映といった点に留意しつつ、各区の実情に応じた(再任回数の)取扱いを行っていただきたいと思います。</li> </ul>	西 区
5	委員の再任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の再任に関する見直しについては、自治協のみではなく、コミ協会長・事務局長会議等でも丁寧に説明した方がよいのではないか。なお、その際には積極的な若者の推薦をお願いすると良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の再任を含むこの度の見直し事項については、出席委員から選出母体へと持ち帰り、共有を図っていただきたいと思います。</li> </ul>	西蒲区
6	委員の再任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通算6年となった委員が再任する場合の是非を自治協内で判断するタイミングが分かりづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の再任に関する取扱い・判断のタイミングについては、各区の実情に応じて調整いただくため一概には言えませんが、主に推薦会議において協議されることになると考えます。</li> </ul>	西蒲区
7	オブザーバーの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門課題については、その道の経験者から意見を求めて審議することは重要であり、オブザーバー参加を求めることには賛成である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この度の見直しにより、よりオブザーバーが参加しやすくなったことから、適宜判断をいただきたいと思います。</li> </ul>	南 区
8	必須意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、社会教育施設(公民館、図書館など)は区民の生活への影響が大きいため、必須意見聴取の対象とすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須意見聴取は区役所の所管する施設や事務を対象とするものであるため、(教育委員会の所管する)学校等の教育施設は必須意見聴取事項としては馴染まないと考えます。</li> <li>・一方、左記のような社会教育施設は区民への影響も大きいものであるため、必要に応じて説明・報告を求めること及び市長その他の機関に建議・要望を行うことは可能です。</li> </ul>	中央区
9	必須意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉施設は、支えあいの仕組みづくりに関連して、行政から民間に移行する流れが考えられるため、対象から除外しても良いのではないかと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所所管の高齢福祉施設を民営化する場合であっても、区民への影響が大きい場合は区自治協議会の意見を聞く必要があると考えますので、引き続き対象といたします。</li> </ul>	南 区
10	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一度資料や説明を見聞きしただけでは分かりづらいため、それらに基礎的な情報も盛り込んでほしい(見直しに関する説明資料に対してのご意見)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後留意いたします。</li> </ul>	西蒲区